

メール顧問先企業様限定

経営リスク管理の上で必ず押さえておきたい

明日の元気は、メールがつくる。

社会保険
労務士法人



YELL 2020年度 法改正確認セミナー

日程:2020年 2/26(水)

時間:15:30~17:00 (開場15:10)

働き方改革関連法の2020年度の施行を含め、法改正を総チェック！

2020年4月から中小企業もいよいよ時間外労働の上限規制の対象となります。

また、中小企業は2021年4月からとなりますが、同一労働同一賃金の対応も早めの取り組みが必要です。その他、パワハラ防止措置や、未払い賃金の債権の時効延長など、経営上で知っておかなければならない法改正について、確認いただく顧問先企業様限定セミナーです。

【セミナー内容】

- 時間外労働の上限規制が中小企業も2020年4月からスタート。
具体的にはどのように上限が適用されるか。平均80時間以下とは？ 罰則は？
- 中小企業も、2020年4月以降に起算の36協定から新様式に変更。
改正後の36協定のポイントは？ 特別条項の定め方は？
- 2020年4月から同一労働同一賃金が施行。
中小企業は2021年4月からと1年遅れだが、準備期間にしておくべきこととは？
- 電子申請義務化の流れ
- 賃金請求権の消滅時効が2年から3年に延びると・・・
ますます高まる未払い賃金（残業代）の企業リスク
- パワハラ防止措置の義務化
- 65歳以上の雇用保険料：2020年4月より徴収がスタート など

会場が変更となりました。ご注意ください。(裏面をご確認下さい。)

●会場 川崎信用金庫 大倉山支店3階

〒222-0037横浜市港北区大倉山1-28-8

●対象者 経営者、経営幹部、総務人事担当者

●定員 40社 ※複数名でのご参加も可能です。

●講師 社会保険労務士法人エール 特定社会保険労務士 滝瀬 仁志



このままFAXでお流しください FAX: 045-549-1072

お申込み	御社名		
	参加者	(役職)	(お名前)
	連絡先	Tel	Fax
		メールアドレス	

お問合せ：社会保険労務士法人エール 担当：遊佐・天方 TEL:045-549-1071

YELL 2020年度 法改正確認セミナー

日程：2020年 2/26 (水)

時間：15:30～17:00 (開場15:10)

会場のご案内

【会場】川崎信用金庫 大倉山支店3階 〒222-0037横浜市港北区大倉山1-28-8
アクセス：東急東横線「大倉山駅」改札を出て「東急ストア」側に渡り左折。綱島街道へ向かって商店街を直進し右手側。



▲正面口裏手に川崎信用金庫様の駐車場がございます。
(有料/最大17台となります。)



◀こちらの正面口よりお入り下さい。
15:00～16:00の間はATMコーナーのそばにエールスタッフがお待ちしております。
※3階の会場までは階段をご利用下さい。
エレベーターはございません。ご了承下さい。

【ご注意下さい】

- ・ 15時を過ぎると正面口内のATMと店舗間のシャッターは閉鎖されますが、会場へはシャッター横の入り口からお入りいただけます。
- ・ **16時以降、当入り口は施錠されますので遅れて到着される場合は下記までご連絡下さい。担当スタッフが対応致します。**
(セミナー緊急連絡用 TEL：070-3983-5181)